

回 覧

令和 3 年 6 月 15 日

白庭台自治会会員各位

白庭台自治会
福祉厚生部会

お亡くなりになった会員のご遺族さまへ

平素は自治会の活動にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて当自治会員がお亡くなりになった場合、会員名簿の改訂が必要となりますので、
班長又はブロック長にお知らせいただき、お渡しする所定の用紙に必要事項をご記入の
うえ、ご報告いただきますようお願いいたします。

なお会員ないし会員の三親等以内の同居のご家族がお亡くなりになった場合、規定*
により弔慰金をおおくりしますので、上記の所定用紙により、併せて、お申し出**ください。

以上、あらためてご案内申し上げます。

* 白庭台自治会規約細則第 9 条①

**原則、ご逝去後 6 か月以内の申し出とし、長期日数を経たのちの申し出には対応しかねます
ので、ご了承ください。

以上